相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県八潮市大字八條四〇二一番地、最後の住所埼玉県越谷市東越谷一〇丁目三二番地四　被相続人　亡　石井　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一七番地一　新越谷プラザ四階B号室　南越谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小池　智康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市北有馬町己二二四八番地、最後の住所東京都日野市三沢四三番地の三グリーンコーポ金田五―二〇四　被相続人　亡　寺田　政敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県南足柄市福泉六番地三六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙梨　春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

神奈川県小田原市本町二丁目三番二四号　青色会館二階　杉崎茂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀬口　朋英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市春日二丁目一九九〇番地七、最後の住所新潟県柏崎市春日二丁目七番一号　被相続人　亡　牧岡　武史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

新潟県柏崎市東本町一丁目一六番三三号北野屋スポーツ二階　柏崎きぼう法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長田　悠希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市北府二丁目第三号七番地一、最後の住所福井県越前市北府二丁目四番一二号　被相続人　亡　藤井新一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

福井県越前市蓬莱町六番二四号　サンライフ小野谷一階

相続財産管理人　弁護士　寺田　昇市

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市南門前町一丁目一九番地、最後の住所愛知県稲沢市平和町嫁振三〇七番地北津島病院　被相続人　亡　加藤　義光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

愛知県一宮市萩原町花井方郷浦三五番地いちのみや西法律事務所

相続財産管理人　弁護士　丹羽恵里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府河内長野市加賀田三二九七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　溝上美根子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

大阪府堺市堺区中安井町三丁四番一〇号堺東八千代ビル四D

相続財産管理人　伊藤　博英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市加治屋町二一番地一、最後の住所大阪府和泉市府中町五丁目二一番三―一〇一二号　被相続人　亡　吉井瑠璃子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号GP・GATEビル七階

相続財産管理人　弁護士　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市魚住町西岡二〇〇五番地三、最後の住所兵庫県明石市魚住町西岡二〇〇五番地の三　被相続人　亡　富山　徹信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル六階方円法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸谷　嘉秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県御坊市薗九二三番地、最後の住所和歌山県御坊市薗八九六番地　被相続人　亡　塩路　興次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

和歌山県御坊市熊野三七五番地

相続財産管理人　司法書士　岡本　恒男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市平之町三番地二一、最後の住所鹿児島県鹿児島市照国町一〇番一四―五〇二号　被相続人　亡　濵田　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月八日

事務所　鹿児島市上之園町一八番地三一

相続財産管理人　司法書士　日笠山繁樹

無縁墳墓等改葬公告

慈雲寺墓地内の通称　卵塔（ラントウ）墓地の整備計画に伴い、無縁墳墓等について調査いたします。墓地使用者等、死亡者の縁故及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年六月八日

一、墳墓等所在地　愛知県知多市岡田字太郎坊一〇八番地の一

一、墳墓等の名称　慈雲寺墓地内　通称　卵塔（ラントウ）墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県知多市岡田字太郎坊一〇八番地の一　宗教法人慈雲寺　住職　一色　宏襄

第40期決算公告

平成28年5月25日　東京都日野市日野台1丁目9番地5

株式会社日野ヒューテック

代表取締役　高橋　正憲

貸借対照表の要旨　（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,846,575	流動負債	1,165,860
固定資産	636,670	（賞与引当金）	(408,772)
繰延資産	345	（役員賞与引当金）	(7,230)
		固定負債	1,236,409
		（役員退職引当金）	(14,317)
		（退職給付引当金）	(990,100)
		株主資本	1,081,321
		資本金	60,000
		資本剰余金	121,558
		利益剰余金	899,763
		利益準備金	2,100
		その他利益剰余金	897,663
		（うち当期純利益）	(360,271)
資産合計	3,483,590	負債・純資産合計	3,483,590